

一般社団法人 保険薬局経営者連合会
理事会運営規則(案)

平成 25 年 月 日施行

(趣旨)

第1条 この規則は、一般社団法人保険薬局経営者連合会定款（以下「定款」という。）第33条第4項の規定に基づき、理事会の運営に関し必要な事項を定める。

(開催時期と議事)

第4条 定時理事会は原則として2月、5月、9月、12月の年4回開催する。但し、開催時期については、理事会の決議により変更することができるものとする。

- 2 理事会は理事の過半数の出席で成立し、議事は出席した理事の過半数の賛成を要する。
- 3 会長は、必要に応じて臨時理事会を開催することができる。

(連絡会議)

第5条 前条の定時理事会とは別に、必要があるときは連絡会議を開催することができる。

- 2 連絡会議の招集は定款第33条の規定を準用する。
- 3 連絡会議は、定足数を定めない。
- 4 連絡会議において議決を行うことはできない。
- 5 連絡会議を開催したときは、会長はその内容を速やかに理事会に報告しなければならない。

(開催場所及び招集通知)

第6条 前2条に定める定時理事会、臨時理事会及び連絡会議の開催場所については、その都度会長が場所を決定し、招集通知に記載する。

- 2 前2条に定める定時理事会、臨時理事会及び連絡会議の招集通知は、開催日の7日前までに各理事に対して書面又は電磁的方法により通知を発する。

(旅費の支給)

(附則)

この規則は平成25年 月 日から施行する。